

記 入 上 の 注 意

この給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ加須市（施設（事業者））を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付してください。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んでください。あわせて、障害者手帳の写しを添付してください。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の連絡先については、複数ある場合は全て記入してください。
- 4 「個人番号（マイナンバー）」の欄は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」により指定された個人番号を記入してください。また、申請受付時に個人番号の確認をしますので「個人番号通知カード」と身元を確認する書類（運転免許証など）若しくは「マイナンバーカード」をご持参ください。
- 5 ①「家族の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親及び同居している親族等の全員について記入してください。
- 6 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。
- 7 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いなど）を記入してください。

（裏面）

※ 裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。

（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）

- 8 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1)就労	（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をするを常態としており、その児童の保育ができない場合 （家庭内労働）児童の保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をするを常態としており、その児童の保育ができない場合
(2)妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
(3)疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合
(4)介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあっているため、その児童の保育ができない場合
(5)災害復旧活動	火災や、風水害や、地震などの災害があり、その復旧の間、児童の保育ができない場合
(6)求職活動	児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
(7)就学・職業訓練	児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

- 9 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の①「家族の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親について、児童を保育できない理由を8の表(1)～(7)のうち、該当する全ての□にチェック（☑）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。あわせて、それらの状況が確認できる書類を添付してください。なお、(1)～(7)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック（☑）し、内容を（ ）内に記入してください。親のいない家庭などは「不存在」及び理由部分にチェック（☑）してください。

※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、その他については、具体的な状況を記入してください。

- 10 ④「税情報等の提供等に当たっての同意及び児童手当に係る保育料・給食費の徴収等に関する申出に係る署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名・捺印してください。

（留意事項）

給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、下記のとおりとなる場合もありますので、あらかじめご承知ください。

- ①保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない
- ②希望者が多数いるため希望する施設に入所できない
- ③保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない

※追加書類を求めることがありますので、ご承知ください。